

事業者の名称		社会福祉法人射水万葉会
サービスの種類		訪問介護
事業所	名称	ヘルパーステーション万葉
	所在地	射水市七美879番地1
	介護保険事業所番号	1670300266
廃止の届出を受理した年月日		令和3年8月19日

事業者の名称		株式会社アシストケア
サービスの種類		訪問介護
事業所	名称	訪問介護ステーション縁
	所在地	高岡市大野172番地
	介護保険事業所番号	1670202520
廃止の届出を受理した年月日		令和3年9月1日

富山県告示第398号

地籍調査の成果の認証について

南砺市における地籍調査の成果は、国土調査法第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証した。

令和3年9月24日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 調査を行った者の名称
南砺市
- 2 調査を行った時期
南砺市大字猪谷の一部（猪谷Ⅰ）
平成26年9月30日から
平成31年3月22日まで
南砺市大字猪谷の一部（猪谷Ⅱ）

平成27年4月13日から

令和2年3月23日

南砺市大字高草嶺の一部（高草嶺Ⅰ）

平成21年10月20日から

平成25年3月28日

南砺市大字高草嶺の一部（高草嶺Ⅱ）

平成22年5月25日から

平成26年3月28日

3 成果の名称

南砺市大字猪谷の一部（猪谷Ⅰ）の地籍図及び地籍簿

南砺市大字猪谷の一部（猪谷Ⅱ）の地籍図及び地籍簿

南砺市大字高草嶺の一部（高草嶺Ⅰ）の地籍図及び地籍簿

南砺市大字高草嶺の一部（高草嶺Ⅱ）の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

南砺市大字猪谷の一部（猪谷Ⅰ）

南砺市大字猪谷の一部（猪谷Ⅱ）

南砺市大字高草嶺の一部（高草嶺Ⅰ）

南砺市大字高草嶺の一部（高草嶺Ⅱ）

5 認証年月日

令和3年9月8日

富山県告示第399号

地籍調査の成果の認証について

氷見市における地籍調査の成果は、国土調査法第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証した。

令和3年9月24日

富山県知事 新 田 八 朗

1 調査を行った者の名称

氷見市

2 調査を行った時期

氷見市（大字上余川等2単位区域（上余川Ⅰ・Ⅱ））

平成28年4月1日から

平成31年3月13日まで

氷見市（大字森寺の一部）

平成29年4月3日から

令和2年3月12日

氷見市（大字森寺、指崎、吉滝の各一部）

平成30年4月2日から

令和3年3月5日

3 成果の名称

氷見市（大字上余川等2単位区域（上余川Ⅰ・Ⅱ））の地籍図及び地籍簿

氷見市（大字森寺の一部）の地籍図及び地籍簿

氷見市（大字森寺、指崎、吉滝の各一部）の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

氷見市（大字上余川等2単位区域（上余川Ⅰ・Ⅱ））

氷見市（大字森寺の一部）

氷見市（大字森寺、指崎、吉滝の各一部）

5 認証年月日

令和3年9月8日

富山県告示第400号

地籍調査の成果の認証について

富山市における地籍調査の成果は、国土調査法第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証した。

令和3年9月24日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 調査を行った者の名称
富山市
- 2 調査を行った時期
富山市大字山田鍋谷の一部（山田鍋谷（1）地区）
平成23年4月1日から
平成26年3月25日まで
- 3 成果の名称
富山市大字山田鍋谷の一部（山田鍋谷（1）地区）の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
富山市大字山田鍋谷の一部（山田鍋谷（1）地区）
- 5 認証年月日
令和3年9月8日

管理規程

富山県企業局企業職員給与規程の一部を改正する管理規程を公表する。

令和3年9月24日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県公営企業管理規程第6号

富山県企業局企業職員給与規程の一部を改正する管理規程
富山県企業局企業職員給与規程（昭和41年富山県電気局管理規程第14号）の一部
を次のように改正する。

第4条の3第1項に次の1号を加える。

(4) 第4種

新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下この項及び次項において同じ。）に感染するおそれのある区域において、新型コロナウイルス感染症から県民の生命及び健康を保護するために緊急に行

われた措置に係る作業

第4条の3第2項に次の1号を加える。

- (4) 第4種 日額 3,000円（新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業に従事した場合にあっては、4,000円）

附 則

（施行期日等）

- 1 この管理規程は、令和3年10月1日から施行する。
- 2 この管理規程による改正後の富山県企業局企業職員給与規程第4条の3第1項第4号及び同条第2項第4号の規定は、令和3年9月13日から適用する。

（企・経営管理課）